

6.3 緊急県民集会決議

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

「組織的犯罪処罰法改正案」成立に断固反対し、憲法遵守の政治を求めます。

安倍内閣は「組織的犯罪処罰法改正案」、いわゆる「共謀罪」法案について、30時間という形式的な審議時間の経過を理由として、一方的に審議を打ち切り、衆議院法務委員会の強行採決に続き、5月23日には衆議院本会議を強行開催し採決を行いました。国民の懸念に納得がいく説明をせず、採決を強行したことは、国会軽視、すなわち国民を軽視した暴挙であり、強く抗議します。

テロ対策のためとの理由でありながら、衆議院での法案審議での金田法務大臣の答弁は、不可解な内容に終始し、「組織的犯罪集団」の定義や運用について明確な答弁はついになされませんでした。自民・公明・維新の三党による法案修正は、取り調べの可視化を法案の付則に盛り込む程度のもので修正の名に値しません。テロ対策に必要な13の条約はすでに締結しており、東京オリンピックのためとの理由も破綻しています。

むしろ、共謀罪が濫用され、市民の言論や表現の自由が規制される危険性を私たち市民は警戒します。「共謀罪」は、市民生活の監視の強化や拡大につながり、あらゆる団体や個人を警察権力の監視対象におき、政策に反対する発言や活動を委縮させ、取り締まる武器として利用されるのではないのでしょうか。

この間政府は、2013年に特定秘密保護法、2014年に集団的自衛権行使容認を閣議決定、2015年に憲法違反の安保関連法（戦争法）を強行成立させました。戦闘状態の南スーダンに自衛隊をPKO派遣し、任務遂行のための武器使用を戦後初めて認めました。安保関連法に基づいて、アメリカの行う戦争に日本が参戦し、戦争する国になる可能性はますます高まっていると言わざるをえません。特定秘密保護法の制定以降は報道の統制も強まり、日本の報道の自由度は先進国では最下位の72番目にまで下がりました。今度は、共謀罪で私たちの思想や表現の自由が奪われたら、戦争する国づくりは現実のものとなってしまいます。

「共謀罪」は、国民の猛反発と自民党内部からも憲法に反するとして、過去三度にわたって廃案に追い込まれてきました。喫緊の世論調査では、「共謀罪」法案を今国会で成立させる必要はないという声は64%に達し、必要という声の18%を大きく上回っています。また、全国の57地方議会（岩手県は5市町）から反対や慎重な審議を求める意見書が相次いで可決されているとおおり、法案反対の世論は急速に広がっています。たとえ名前を「組織的犯罪処罰法改正案」としたところで、共謀罪と本質は全く同じものであり、憲法違反の悪法を認めることはできません。

さらに、憲法を遵守すべき立場の首相自らが、具体的に期限を区切って憲法9条を変えると表明したことも、主権者として看過できません。平和憲法を解釈で変更すること、憲法を壊す発言や擁護義務に反する発言、なにより違憲の法律を世論の反対を無視して、数の力で強行に成立させるなどの行為は今すぐやめてください。

戦争させない・9条壊すな！岩手の会として、以下について強く求めます。

- 一、「組織犯罪処罰法改正案」は廃案とすること。
- 二、平和憲法を遵守し、戦争する国づくりをやめること。

2017年6月3日

「戦争させない・9条壊すな！岩手の会」ストップ共謀罪！ 6.3 緊急県民集会